

# 八尾市健康都市宣言策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の目的

本市では、市政運営の基本方針である“健康づくりの推進”の実現に向けて、健康日本21八尾第3期計画及び八尾市食育推進第2期計画の基本理念である「みんなの健康をみんなで守る 市民が主役の健康づくり」に基づき、全ての市民が健康づくりの重要性を理解し、健康になることを目指し、「誰もがいつまでも元気に生きがいを持ちながら暮らせる」ように健康コミュニティが構築された地域を市民とともに目指して、健康づくりを八尾市独自の「健康文化」にまで高めていくことを実現するために健康都市宣言を策定することを目的とします。

## 2 委託業務名

「八尾市健康都市宣言策定支援業務」

## 3 業務内容

別添「八尾市健康都市宣言策定支援業務委託仕様書」のとおり

## 4 業務委託期間

委託契約締結の日から平成30年10月1日まで

※契約の締結は、概ね8月上旬頃

## 5 委託料上限額

総額上限額 5,205,000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、各年度上限額：平成29年度 3,470,000円、平成30年度 1,735,000円とする。

## 6 応募資格

下記の(1)から(6)までのすべての項目を満たしている者としてします。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていない者であること。
- (4) 八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第98条の入札参加資格を備え、かつ、平成29・30年度物品等競争入札参加資格者名簿への登録があること。
- (5) 本実施要領の公募開始の日（以下「公告日」という。）から最終審査日までの間に、「八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (6) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

## 7 公募型プロポーザルのスケジュール

① 実施要領等の公告日（公募開始）	平成29年6月27日（火）から
② 実施要領等に関する質問受付期間	平成29年6月27日（火）～7月4日（火）
③ 上記②の質問に対する本市回答	平成29年7月7日（金）までに回答
④ 参加申請書等の提出期間	平成29年6月27日（火）～7月10日（月）
⑤ 事業提案書の提出期間	平成29年6月27日（火）～7月13日（木）
⑥ 面接審査実施通知	平成29年7月14日（金）
⑦ 委託事業者選定委員会の開催 （面接審査：プレゼンテーション実施）	平成29年7月26日（水）
⑧ 事業者選定結果を通知	平成29年7月下旬
⑨ 契約の締結	平成29年8月上旬

## 8 応募に際しての注意事項

### （1）失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とします。

- ア 応募資格を満たしていないと認められた場合
- イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積書の金額が委託料上限額を超えていた場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ その他あらかじめ指示した事項に違反した場合

### （2）複数提案の禁止

複数の事業提案書の提出はできません。

### （3）提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却できません。

### （4）費用負担

事業提案書の作成及び提出等にかかるプロポーザル参加に要する経費等は、すべて提出者の負担とします。

### （5）その他

- ・提案者は参加申請書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ・本プロポーザルに係る提出書類及び評価結果等については、八尾市情報公開条例（平成7年条例第9号）の規定に基づき、その内容の一部又は全部を公開する場合がある。

## 9 参加応募手続き

### （1）実施要領等の配布

実施要領等は、本市ホームページに掲載するほか、平成29年6月27日（火）から平成29年7月10日（月）午前12時までの期間、八尾市保健センターの健康推進課の窓口にて配布します。

### （2）参加申請時における必要書類

本業務に参加する場合は、下記書類を提出すること。また、参加のために要する費用は応募者の負担とし、提出された全ての書類は、審査結果に関わらず返還いたしません。

## 【提出書類】

- ① 八尾市健康都市宣言策定支援業務 参加申請書（様式 1）  
申請者にかかる必要事項を記載し、押印すること。
- ② 事業者概要書（様式 2）  
申請者にかかる事業概要等を記載し、押印すること。
- ③ 配置予定担当責任者調書（様式 3）  
当該事業に配置予定の担当責任者の業務実績等を記載し、押印すること。また、記載した業務実績を証する書類（契約書の写し等）を添付すること。
- ④ 委任状（様式 4）  
申請者及び受任者は、本様式を確認のうえ、必要事項を記載し、押印すること。但し、本様式については、代表権を有する者が申請者である場合は不要とし、委任しない事項は削除すること。
- ⑤ 事業提案書（様式 5）【注】事業提案書の提出期限は参加申請書等の期限と異なる詳細については、「10 事業提案書の提出」を参照のこと。10 部提出すること。
- ⑥ 見積書（様式は自由）  
見積書には、所在地、商号又は名称、代表者の職及び氏名、代理人の氏名を記載し、代表者の職及び氏名には代表者印、代理人の氏名には委任状の使用印を押印すること。  
見積書に記載する金額が、見積書上限額 5,205,000 円（本業務に係る印刷製本費を含む。消費税及び地方消費税を含む。）を超過した場合は参加資格を失うものとする。

### （3）参加申請に係る受付期間等

- ア. 参加申請受付 ※上記様式①～④及び⑥を提出  
平成 29 年 6 月 27 日(火)から平成 29 年 7 月 10 日(月) 午後 5 時(必着)
- イ. 事業提案書受付 ※上記様式⑤を提出  
平成 29 年 6 月 27 日(火)から平成 29 年 7 月 13 日(木) 午後 5 時(必着)
- ウ. 提出先  
八尾市保健センター 3 階 健康推進課の窓口にて持参又は郵送により提出  
※郵送の場合、期日までに配達されていないと失格となるため注意。
- エ. 受理の通知及び審査にかかる通知
  - ①参加申請書の受理及び資格審査結果通知  
平成 29 年 7 月 11 日(火)の午後に、提案者に対し電子メールで通知します。
  - ②事業提案書の受理及び面接審査通知  
平成 29 年 7 月 14 日(金)の午後に、提案者に対し電子メールで通知します。

### （4）質問及び質問に対する回答

- ア. 質問書の受付期間  
平成 29 年 6 月 27 日(火)から平成 29 年 7 月 4 日(火) 午後 5 時(必着)
- イ. 質問書の提出方法等  
質問書（様式 6）を使用し、下記提出先の E メールアドレスに電子メールにより送信すること。その他の方法による質問には一切応じられません。なお、質問を行う場合は、必ず受信確認のための電話連絡を行うこと。

提出先 八尾市健康まちづくり部健康推進課（保健センター3階）  
〒581-0833 八尾市旭ヶ丘五丁目85-16  
Eメールアドレス：k-suishin@city.yao.osaka.jp  
電話：072-993-8600（直通）  
担当：丸谷、生田

#### ウ. 回答

質問に対する回答は、平成29年7月7日（金）の午後5時までに電子メールにより提案参加事業者に一斉に回答します。なお、回答内容において、質問書の提出者が特定されると思われる情報は公開いたしません。

#### （5）その他

- ・提出された参加申請書等は、提出期間内であれば記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、提出期間を過ぎた場合は、追加、変更等ができないものとする。

### 10 事業提案書の提出

本業務の受託者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式を採用するため、下記の提案項目に従い、事業提案書を提出すること。

#### （1）事業提案書の作成

事業提案書については、様式5を表紙とし、下記提案項目ごとに別途（A4版、両面印刷可）で作成すること。なお、事業提案書は提案項目ごとに5枚以内とする。

また、事業提案書には、社名、ロゴ等、事業者の特定できる表現は使用しないこと。

#### （2）提案項目（①については実績提示）

①過去5年間に、国又は地方自治体において実施した本業務と同種又は類似の業務実績

②業務の実施体制の提案

（人員配置、指揮体制など業務の目的を果たすための効率的な体制について）

③業務スケジュールの提案（具体的かつ円滑なスケジュール）

④健康都市宣言の独自性の具現化の提案

本市計画や公衆衛生について認識し、他市町村の状況も収集・整理した上で、「健康づくりの推進」を“健康文化”として醸成し、健康コミュニティの構築をめざす取り組みが親しみのあるものとして市民に伝わり、さらに本市の独自性を具現化できる手法についての提案を求める。

⑤専門部会の運営支援の提案

⑥地域での意見交換会の運営支援の提案

【注】提案にあたっては、仕様書の「4.業務委託内容」、本実施要領の「11(3)面接審査」の評価内容を確認のうえ行うこと。

#### （3）その他

- ・事業提案書は提案項目ごとに10部提出すること。
- ・参加申請書を提出された場合でも、提出期間内に事業提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。
- ・提出期間内に事業提案書等の提出をした者に対して、本市から事業提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることができる。

## 11 審査、評価及び選定について

### (1) 選定委員会の設置及び審査

審査、評価及び選定は、八尾市健康都市宣言策定支援業務委託事業者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会において、提出種類の書類審査、面接審査（プレゼンテーション）及び見積書に記載の金額による総合評価に基づき、委託事業者を選定して、契約の相手方とする。

### (2) 書類審査

提出のあった事業提案書が、全ての提案項目について提案されていることを確認のうえで、提案内容について審査を行う。なお、未提案の項目があった場合は失格とする。

### (3) 面接審査（プレゼンテーション）

ア. 日時 平成29年7月26日(水)

※時間・場所等の詳細は、別途各事業者に通知する。

#### イ. 選考基準

事業提案書に基づくプレゼンテーションについて、下記の評価内容及び見積金額により採点を行う。

【注意】評価項目について、1つでも事業提案書がない場合及び評価点数が総点数（選定委員1人100点の5人合計500点）の50%に満たない場合については失格とする。

評価項目	評価内容
過去の業務実績	過去5年間に、国又は地方自治体において実施した本業務と同種又は類似の業務実績があるか。
業務の実施体制	①実施体制について、人員配置、指揮体制等が業務の目的を果たすために効果的な体制となっているか。 ②担当責任者が業務遂行に必要な能力を有しているか。
業務スケジュール	本市が示すスケジュールの内容を踏まえ、具体的かつ円滑なスケジュールが提案されているか。
宣言策定に関する支援	①健康都市宣言を円滑に策定していくために、健康日本21八尾第3期計画及び八尾市食育推進第2期計画の内容や公衆衛生施策について認識し、先進事例等の他市町村の情報を収集・整理でき、留意すべき点を確認できているか。 ②「健康づくりの推進」を“健康文化”として醸成して、健康コミュニティの構築をめざす取り組みが、親しみのあるものとして市民に伝わり、さらに本市の独自性を具現化できる手法についての提案がされているか。
専門部会の運営支援	①策定について審議する専門部会の運営支援についての具体的な内容の提案がされているか。 ②専門部会での議論の内容をもとに健康都市宣言の素案にまとめる手法についての提案がされているか。
地域での意見交換会の運営支援	健康都市宣言の策定にあたり、市民参画が重要であることを理解し、市民の方が多く集まり、多くの意見交換ができる場をつくりあげる手法についての提案がされているか。

#### ウ. 選考方法

面接審査はプレゼンテーションにより行い、1事業者あたり3名までの参加とし、参加申請時の「配置予定担当責任者」（様式3）に記載の担当責任者が主説明者となること。

なお、プレゼンテーションの制限時間は、1団体当たり10分以内（機器等の設営を含む。）とし、質疑応答は、別途5分以内を予定している。

※申請者が多数の場合は、制限時間等の変更を行うことがある。

#### エ. 選考結果

選考結果は、面接審査を行った全ての事業者に7月末までに文書で通知する。

なお、選考内容に関する問い合わせについては、回答しないものとする。

### 12 契約締結について

- (1) 本業務について、選定された事業者は、本市と委託業務に係る仕様を確認したうえで、平成30年10月1日を契約期限とする委託契約を締結することとする。
- (2) 契約保証金については、八尾市財務規則第122条に該当する場合は免除するものとする。
- (3) 業務の履行にあたっては、委託業務の全部を一括又は主たる部分を第三者に再委託してはならないものとする。ただし、必要がある場合は本市と協議するものとする。
- (4) 選定後、契約締結までに「八尾市物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止及び「八尾市暴力団等排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けた場合は失格とする。
- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合は失格とする。
- (6) 契約手続き及び契約書は、八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）の定めるところによるものとする。なお、契約締結後において、受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

### 13 添付書類

- (1) 八尾市健康都市宣言策定支援業務 参加申請書（様式1）
- (2) 事業者概要書（様式2）
- (3) 配置予定担当責任者調書（様式3）
- (4) 委任状（様式4）
- (5) 「八尾市健康都市宣言策定支援業務」事業提案書（様式5）
- (6) 質問書（様式6）

### 14 問い合わせ先

八尾市健康まちづくり部健康推進課（保健センター3階）

〒581-0833 八尾市旭ヶ丘五丁目85-16

電話：072-993-8600（直通）

ファックス：072-996-1598

メール：[k-suishin@city.yao.osaka.jp](mailto:k-suishin@city.yao.osaka.jp)